

## ●所得控除

種類	控除額	
雑損控除	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうち、いずれか多い方の金額	
医療費控除	医療費控除 ●医療費の実負担額-(10万円か総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) ※限度額 200万円 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) ●特定一般用医薬品等購入費-1万2千円 ※限度額8万8千円	
社会保険料控除	支払金額=控除額	
小規模企業共済等掛金控除	支払金額=控除額	
生命保険料控除	生命保険種類別の控除額は、下表により新旧毎の控除額を算出し合計した金額。ただし種類別の上限額は、28,000円(旧のみの場合は35,000円) 生命保険料控除額は、上記種類別の控除額の合計(ただし上限額は70,000円)	
生命保険料控除	支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下 全額 12,000円超、32,000円以下 支払金額の1/2+6,000円 32,000円超、56,000円以下 支払金額の1/4+14,000円 56,000円超 28,000円
生命保険料控除	旧契約	15,000円以下 全額 15,000円超、40,000円以下 支払金額の1/2+7,500円 40,000円超、70,000円以下 支払金額の1/4+17,500円 70,000円超 35,000円
	地震保険料	支払金額の1/2(控除限度額25,000円)
地震保険料控除	支払金額	控除額
	旧長期損害保険料	5,000円以下のとき 全額 5,000円超、15,000円以下のとき 支払金額の1/2+2,500円 15,000円超のとき 10,000円
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、控除限度額は25,000円		
障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき 26万円 ただし特別障害者については 30万円 また同居特別障害者については 53万円 令和3年12月31日時点において65歳以上の方で要介護の認定を受けている方は障害者控除認定書の提出により障害者控除の適用を受けられる場合があります(要支援は除く。)	
寡婦控除	納税義務者が寡婦である場合には 26万円	
ひとり親控除	納税義務者がひとり親である場合には 30万円 ※ 従来の特別寡婦・寡夫控除はひとり親控除に改組されました。	
勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には 26万円	

●配偶者控除・扶養控除 納税義務者と生計を一にする配偶者・扶養親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に控除ができます。

扶養控除名称	控除額
一般扶養親族(16歳以上で下記を除く)	扶養親族のうち平成18年1月1日以前生まれの人で下記に該当しない人 33万円
特定扶養親族(19歳から22歳)	扶養親族のうち平成11年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた人 45万円
老人扶養親族(70歳以上)	昭和27年1月1日以前生まれの人 38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で、納税義務者又は配偶者のいずれかと同居を常としている人 45万円
年少扶養親族(16歳未満)	平成18年1月2日以降生まれの方については、控除額はありませんが、住民税の非課税判定等においては扶養親族の数に算入します。

控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額	控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人(70歳以上) 昭和27年1月1日以前生まれの人	38万円	26万円	13万円

※ 納税義務者の所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用は受けられませんが、配偶者が障害者控除の要件に該当する場合は、障害者控除(扶養)については適用できます。

配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

※ 配偶者の合計所得が48万円以下の場合には、この配偶者特別控除の適用を受けることができません。  
 ※ 生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く。)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用できます。

基礎控除	本人の合計所得	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	0円	

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除は所得税と原則として同額ですが、その他の控除額は住民の皆様に地域社会の費用を広くご負担いただくため所得税の控除額より低い金額となっています。

## ●税額控除

●配当控除 総合課税を選択した配当所得があるときは、一定の計算により所得割額から差し引きします。

●住宅借入金等特別税額控除 平成21年～令和4年12月までに入居し、前年の所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人は所得税から引ききれなかった額か、所得税の課税総所得金額等の5%(上限97,500円)のいずれか少ない方の額を所得割額から控除できます(市民税3/5、県民税2/5)。ただし、平成26年4月から令和4年12月の間に入居し、かつ入居した住宅に係る消費税率が8%又は10%である場合は、上記5%は7%に、97,500円は136,500円となります。

●寄附金税額控除 控除対象寄附金は、都道府県・市区町村への寄附金、住所地の道府県共同募金会および住所地の日本赤十字社支部への寄附金と、住所地の都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金で、総所得金額等の30%を限度とします。

寄附金税額控除額の計算方法

控除額=①基本控除額+②特例控除額

①基本控除額 (控除対象寄附金額(総所得金額等の30%を限度)-2,000円)×10%(市民税6%、県民税4%)

②特例控除額…都道府県・市区町村への寄附金(ふるさと寄附金)の場合に限り、基本控除額に加算…(所得割の20%を限度)(都道府県・市区町村への寄附金額-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021)×特例控除割合

※ 総所得金額等の30%上限は基本控除額のみ適用し、所得割の20%上限は特例控除額のみ適用  
 ※ 特例控除割合とは、市民税3/5、県民税2/5  
 ※ 限界税率とは、所得税の計算の際に適用される税率のことで、課税所得金額により5~45%と異なります。

●市県民税には、政党等寄附金特別控除の制度はありません。

## ●配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

5%の税率で特別徴収された特定配当等の額及び特定株式等譲渡金額については申告をしなくてもよいことになっていますが、申告した場合は、所得金額については、課税所得に算入され、特別徴収されている配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額が所得割額から控除されます(控除しきれない額がある場合は均等割額に充当し、充当できなかった額は還付します。)  
 ※ なお、申告される場合は納税通知書送達前までに提出いただく規定がありますので、4月末ごろまでには申告を済ませていただくようお願いいたします。

## ●減免

納税義務者が災害にあって、生活保護法による扶助を受けているなど特別な事情により、市県民税の納税が困難となった場合には、申請により市県民税が減免されることがあります。減免対象税額は原則申請時に納期限が到来していない税額です。

## Q&A 質問にお答えします。

### 今年亡くなられた人の市県民税は

Q 私の夫は、今年2月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対しても市県民税は課税されるのでしょうか。

A 市県民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対してその所在地の市町村が課税することになっています。したがって、令和4年1月2日以降に死亡された人に対しては、令和4年度の市県民税が課税されることとなり、相続人の方に納税通知書が送付されます。

### 退職した翌年にも市県民税の納税通知書が届きましたが

Q 私は、昨年9月に退職し現在無職です。退職時に退職金から市県民税を引きましたが、今年の6月に納税通知書が送られてきました。何かのまちがいではないのでしょうか。

A 退職時に支払われた市県民税は、退職金に対するものです。退職所得以外の所得に対する市県民税はその翌年に課税されることとなります。したがって、あなたの場合、前年の1月から9月までの給与などの所得に対する市県民税の納税通知書が送られてきたもので、まちがいでありません。

### 家屋敷課税とは

Q 私は市外に住んでいますが、高知市に家屋敷があるという理由で高知市から納税通知書が届きました。どうしてでしょうか。

A 自己または家族が住むことを目的に住所地以外に設けた住宅(社宅や借家を含む)を有している人に対して行う課税のことです。所有している家屋に課税する固定資産税とは区別して、行政サービスの費用を負担していただく観点から均等割のみ課税されます。

## 申告はお済みですか?

所得税の確定申告書の提出を免除された方のうち、医療費控除や生命保険料控除等の各種所得控除のある方は、市県民税の申告書を市県民税課に提出していただくことになります。

### 市県民税の納付方法は…

1 口座振替  
お申し込みは、金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の窓口をお願いします。

2 金融機関や四国内のゆうちょ銀行(郵便局)  
●納付ができる金融機関は、納付書裏面をご覧ください。  
●ゆうちょ銀行(郵便局)での納付は、納期限内の納付に限ります。

3 コンビニエンスストア  
●納付ができるコンビニエンスストア(コンビニ)は、納付書裏面をご覧ください。  
●納付ができるのは、納期限までです。  
●コンビニで納付をした場合、領収印が押された領収証書を必ずお受け取りください。

4 スマホ決済アプリ  
●「PayPay」「LINE Pay」「Pay B」によるスマホ決済アプリで納付ができます。各アプリの利用方法については、各アプリ提供会社のホームページ等をご確認ください。  
●決済手数料は無料です。  
●チャージした電子マネーの保有残高や登録した預貯金口座に納付金以上の残高が必要です。  
●納付ができるのは、納期限までです。  
●決済後は納付書に支払済みであることをメモするなどし、二重払いしないよう気を付けてください。  
●口座振替を利用中の方は、スマホ決済アプリを利用した納付はできません。

※ バーコードがないものや金額が30万円を超えるものは、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリでは納付できません。  
※ 過ぎ去った年度に属する税金については、口座振替、コンビニエンスストア及びスマホ決済アプリで取り扱いできません。

# 令和4年度 市県民税のしおり



秦中央保育園

24  
コンビニエンスストアやスマホ決済アプリで納付できるようになりました。詳しくは裏面をご覧ください。

## 高知市

市民税課 電話：088-823-9421  
高知市ホームページ (https://www.city.kochi.kochi.jp)  
⇒「市役所の情報(組織一覧)」⇒「市民税課」



## お知らせ

### 1.改正点

#### ☆住宅ローン控除の拡充と適用期限の延長

令和3年度税制改正において、住宅の取得等で一定の要件を満たす場合、住宅ローン控除の適用期間が延長され、令和4年12月までに入居すれば13年間の住宅ローン控除の適用を受けられるようになりました。また、13年間の控除期間のうち、合計所得が1,000万円以下の年に限り、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても税額控除の対象となりました。

#### ☆セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用期限延長及び申請の簡素化

セルフメディケーション税制の適用期間が5年延長されました(延長期間:平成29年1月1日～令和8年12月31日)。また、令和4年度市県民税申告分(令和3年中の支払分)からは、健康の保持増進、疾病の予防として一定の取り組みを行っていたこと分る書類の添付義務がなくなり、申請手続きが簡素化されます(令和3年度以前の市県民税申告分については、引き続き添付が必要です)。

#### ☆未成年者の年齢要件変更

令和4年4月1日から施行される民法改正において、未成年者の年齢が20歳未満から18歳未満に引き下げられます。それに伴い、非課税の未成年者の年齢要件も、令和5年1月1日において20歳未満から18歳未満に引き下げられます。

### 2.公的年金からの特別徴収(天引き)制度

市県民税を公的年金から特別徴収する制度の対象となる方は、「4月1日に年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給している65歳以上の人で、前年中の年金所得に係る市県民税の納税義務のある人」です。「介護保険料の特別徴収の対象とならない人」や「当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える人」などは特別徴収の対象にはなりません。この制度は、市県民税の納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

公的年金から特別徴収される税額は「年金所得に係る市県民税額」であり、年金所得以外の所得に係る市県民税額については、従来どおりの方法で納めていただくことになります。複数の公的年金を受給している人は老齢基礎年金から優先順位に従って特別徴収します。

公的年金からの特別徴収の開始初年度は、当該年10月支給分の年金からとなります。そのため当該年度の「年金所得に係る市県民税額」の半分は当該年6月及び8月に普通徴収(納税通知書で銀行等で納める方法、または口座振替する方法)により納めていただき、残りの半分は当該年10月、12月、翌年2月の3回に分けて公的年金から特別徴収します。また、翌年4月、6月、8月は令和4年度の公的年金等の所得に係る年税額の2分の1に相当する額を仮徴収します。

## ●市県民税を納める人(納税義務者)

令和4年1月1日現在で高知市に住所があるか、あるいは事務所等がある場合に、次のとおり課税されます。

納める税	納税義務者	市内に住居がある人	市内に住居はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人
均等割		○	○
所得割		○	×

## ●市県民税が課税されない人

### 1.均等割も所得割もかからない人

- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者(平成14年1月3日以降生まれ)、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

### 2.均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人

$$31万5千円 \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本人、同一生計配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} + 10万円 + 18万9千円$$

\* 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれも有しない場合、この金額は加算しない。

### 3.所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人

$$35万円 \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本人、同一生計配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} + 10万円 + \frac{32万円}{*}$$

\* 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれも有しない場合、この金額は加算しない。

## ●市県民税所得割の税率

市県民税所得割の税率は平成18年度までは3段階の超過累進税率構造になっていましたが、国から地方への税源移譲により平成19年度から一律10%の比例税率構造に変わりました。それに伴い所得税の課税区分と税率も変わりました。

課税所得金額	平成18年度まで 税源移譲前(3区分)	平成19年度から 税源移譲後(一律)
1,000円～1,999,000円	5% (市民税3% 県民税2%)	10% (市民税6% 県民税4%)
2,000,000円～6,999,000円	10% (市民税8% 県民税2%)	
7,000,000円～	13% (市民税10% 県民税3%)	

## ●人的控除額の差の調整控除

税源移譲による個人の負担増を調整するため、所得税と市県民税の人的控除の適用状況に応じて市県民税を減額調整します。

市県民税の課税所得金額	市県民税の所得割額から控除される金額
200万円以下の人	①・② いずれか少ない金額の5% (市民税3%県民税2%) ① 人的控除額の差の合計額 ② 市県民税の課税所得金額
200万円超の人	{人的控除額の差の合計額 - (市県民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5% (市民税3%県民税2%) ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

令和3年度から合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者には調整控除を適用しないこととされました。

## ◎市県民税と所得税の人的控除額の差

控除の種類		差額		控除の種類		差額	
基礎控除*		5		一般		5	
障害者控除	普通	1		特定		18	
	特別	10		老人		10	
	同居特別	22		同居老親等		13	
ひとり親控除	母	5		勤労学生控除		1	
	父	1		寡婦控除		1	

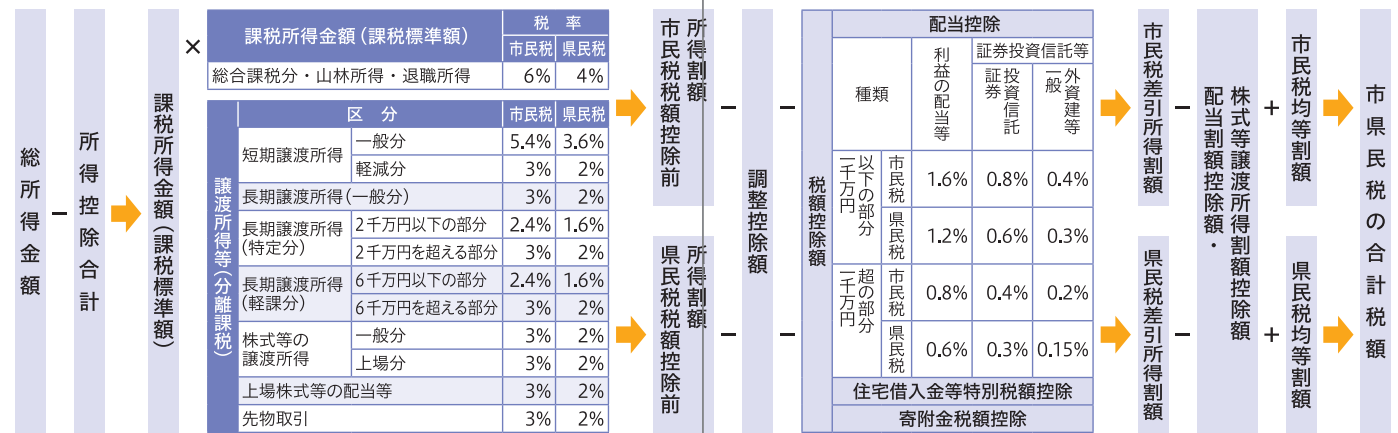
\* 基礎控除については、実際の控除額にかかわらず一律5万円となります。

控除の種類	納税義務者本人の合計所得金額	差額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5	4	2
	老人	10	6	3
配偶者特別控除	配偶者の合計所得48万円超 50万円未満	5	4	2
	50万円以上 55万円未満	3	2	1

## ●税額の計算方法

- まず前年中(令和3年1月～令和3年12月)の収入金額を下表の所得の種類に当てはめて、それぞれの所得金額を計算し、合計します。
- 所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・その他の控除)を差し引き、課税所得金額を計算します。
- 課税所得金額(課税標準額)に税率を乗じて、税額控除前所得割額を算出します。
- 「所得税との人的控除額の差の調整控除」の金額を控除します。
- 配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金控除等の税額控除がある場合は控除します。
- 「配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額」があれば控除します。
- 均等割額(市民税3,500円、県民税2,000円※)を加算して、令和4年度の市県民税額が決まります。

※ 県民税均等割2,000円のうち500円は森林環境保全のために使われます。



## ●所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、収入金額から次の表のとおり必要経費を差し引き算出します。なお、市県民税は前年中(令和3年1月～令和3年12月)の所得をもとに計算します。 ※ 市県民税で分離課税の対象となる退職所得は、所得金額には算入されません。

所得の種類	所得金額の計算方法
① 利子所得	公債、社債、預貯金等の利子 収入金額 = 利子所得の金額
② 配当所得	株式や出資の配当等 収入金額 - 株式等の元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
③ 不動産所得	地代、家賃、権利金等 収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
④ 事業所得	事業をしている場合に生じる所得 収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
⑤ 給与所得	サラリーマンの給与等 収入金額 - 給与所得控除額 - (所得金額調整控除額) = 給与所得の金額
⑥ 退職所得	退職金、一時恩給等 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額
⑦ 山林所得	山林を売った場合に生じる所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額50万円 = 山林所得の金額
⑧ 譲渡所得	土地等の財産を売った場合に生じる所得 収入金額 - 資産の取得価額等の経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
⑨ 一時所得	生命保険の満期等で生じる所得 (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額50万円) × 1/2 = 一時所得の金額
⑩ 雑所得	①公的年金等や②他の所得に当てはまらない原稿料等や個人年金等の所得 次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

## ●給与所得の速算表

給与の収入金額	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入 - 550,000円 = 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) A = .000円 A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円 = 円
8,500,000円～	給与収入 - 1,950,000円 = 円

★所得金額調整控除 給与所得者で下記に当てはまる方は、下記の金額を給与所得から差し引きます。

収入金額が850万円を超え次のいずれかに該当する方	
●特別障害者	
●23歳未満の扶養親族を有するもの	給与収入 (限度額1,000万円) → 850万円 × 10% ※控除限度額15万円
●特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するもの	
給与所得と公的年金等の雑所得の合計額が10万円超	給与所得の金額 + (公的年金等の雑所得の金額) - 10万円 ※控除限度額10万円

## ●「公的年金等の雑所得」の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得にかかる合計所得金額	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下
65歳未満 (昭和32年1月5日以後生まれ)	130万円未満	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	(A) × 0.75 - 17万5千円	(A) × 0.75 - 7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	(A) × 0.85 - 58万5千円	(A) × 0.85 - 48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	(A) × 0.95 - 135万5千円	(A) × 0.95 - 125万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円
	65歳以上 (昭和32年1月5日以前生まれ)	330万円未満	(A) - 110万円	(A) - 100万円
330万円以上 410万円未満		(A) × 0.75 - 27万5千円	(A) × 0.75 - 17万5千円	(A) × 0.75 - 7万5千円
410万円以上 770万円未満		(A) × 0.85 - 68万5千円	(A) × 0.85 - 58万5千円	(A) × 0.85 - 48万5千円
770万円以上 1,000万円未満		(A) × 0.95 - 145万5千円	(A) × 0.95 - 135万5千円	(A) × 0.95 - 125万5千円
1,000万円以上		(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円